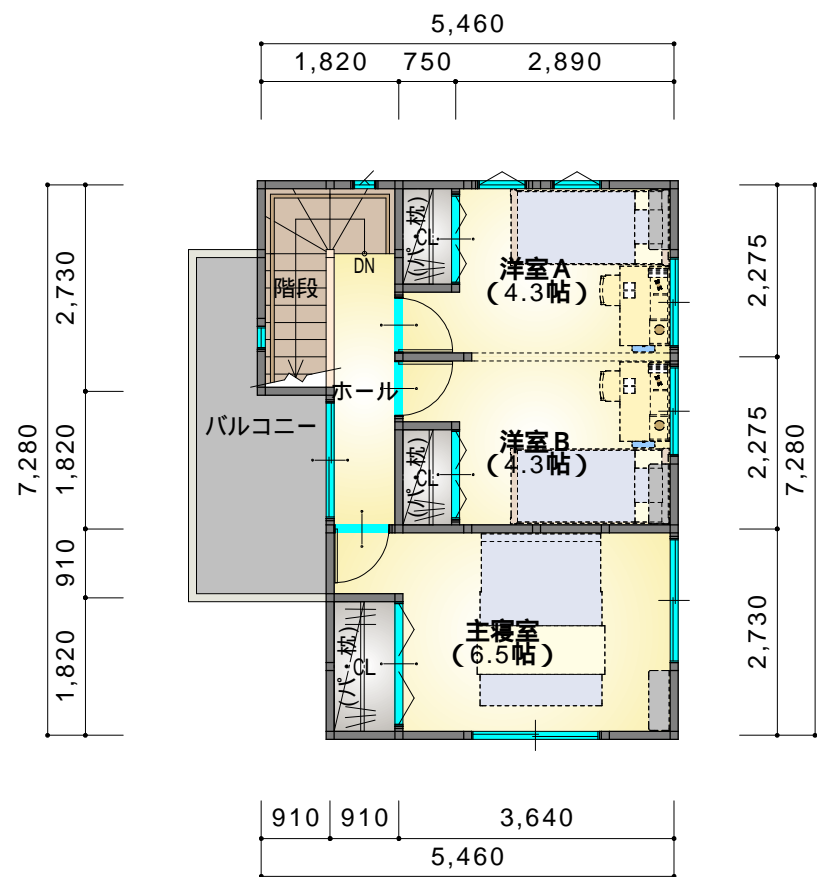




1階 平面図 S:1/100

階	面積 m <sup>2</sup> (坪)
1階	40.57 (12.27)
2階	35.60 (10.76)
延床面積	76.17 (23.03)
建築面積	42.23 (12.77)



2階 平面図 S:1/100



- 設置条件  
千葉県「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン第2章 蒸発拡散方式による処理」より抜粋(対象浄化槽)
- 第3 放流水を蒸発拡散方式により処理する場合の浄化槽は、合併処理浄化槽とする。(蒸発拡散装置の要件)
- 第4 蒸発拡散装置は、次の要件を満たすものとする。  
一 放流水を蒸発拡散させる装置として、公的試験研究機関等による性能評価又は行政機関(関東地方の都道府県・保健所設置市に限る。)による構造認定を得ていること。  
二 装置の維持管理を行うことができる営業所を県内に有する者が自ら施行し、使用中の維持管理までを一貫して行うこと。  
三 重力浸透をしない構造であること。
- (設置の技術的基準)
- 第5 蒸発拡散装置は、装置の性能評価又は構造認定に付された条件を遵守し、設置するものとする。(蒸発拡散方式による処理ができる土地)
- 第6 蒸発拡散装置を設置し、放流水を蒸発拡散処理することができる土地の条件は、次のとおりとする。なお、装置の性能評価又は構造認定に付された条件と次の各条件に相違がある場合にあっては、原則として厳しい条件を適用するものとする。  
一 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。  
二 地下水位は、地盤面下1.5mより低く、かつ、装置の底面より1m以上低いこと。  
三 土壌が砂質や礫でないこと。  
四 飲用に供する井戸までの水平距離が5m以上であること。  
五 蒸発拡散処理装置の端から周囲の建築物等までの水平距離は次のとおりとする。  
イ 建築物まで 1m以上  
ロ 隣地境界まで 1m以上  
ハ 擁壁上部まで 1.5m以上  
ニ 擁壁下部まで 1m以上  
ホ がけの上端まで 1.5m以上(ただし、傾斜が45度を超えるがけにあってはがけの下端から45度の線が上部地表面と交わる所まで1.5m以上)  
ヘ がけの下端まで 1.5m以上  
六 日照、通風が良好であり、かつ、雨水等が流入するおそれのない平坦な場所であること。  
七 車両の通行や定常的な歩行によって踏み固められるおそれのない場所であること。

工事名  
長生郡白子町五井売地60万円参考プラン

**株式会社ウイズ住販**  
**ウイズ一級建築士事務所**

管理者 設計者 担当者 図面名 図面NO

1階 平面図, 2階 平面図

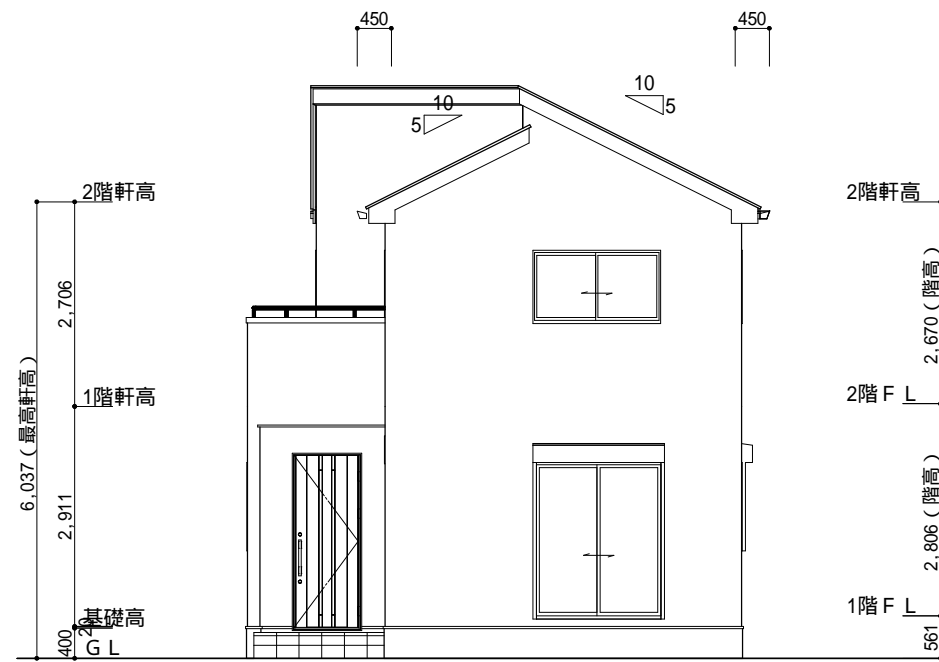
1

備考 現地調査、役所調査等によって間取りや配置計画に変更が必要な場合がありますので、ご了承ください。  
図面内の外構計画、家具等はイメージです。  
外観パースはあくまでイメージですので、実際とは異なります。

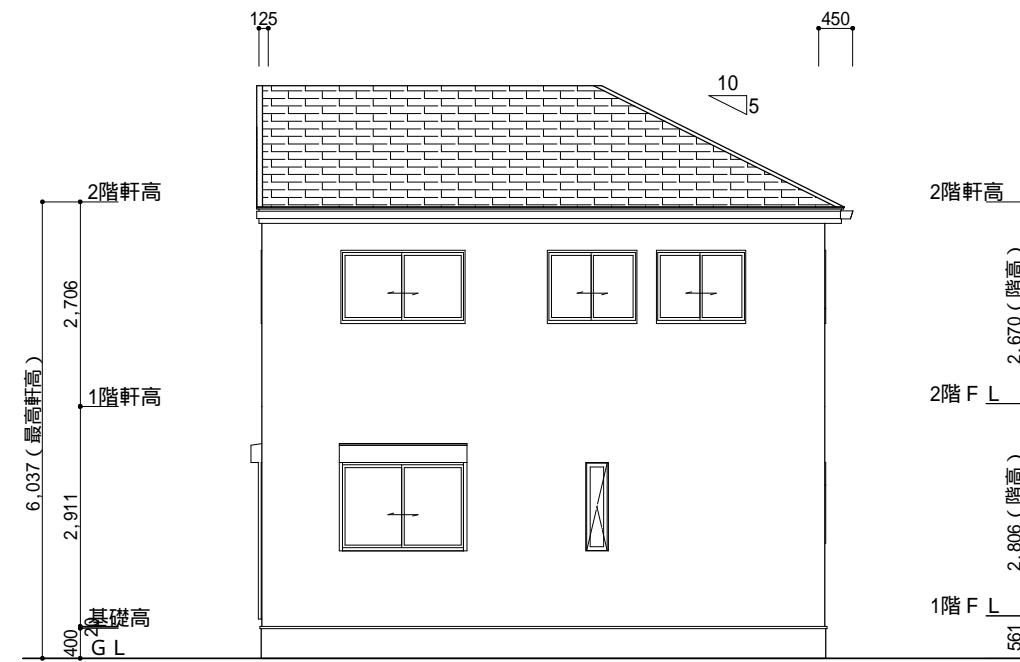
千葉県茂原市茂原1525番地5  
TEL 0475-36-2658 FAX 0475-36-2659

日付 日付 日付

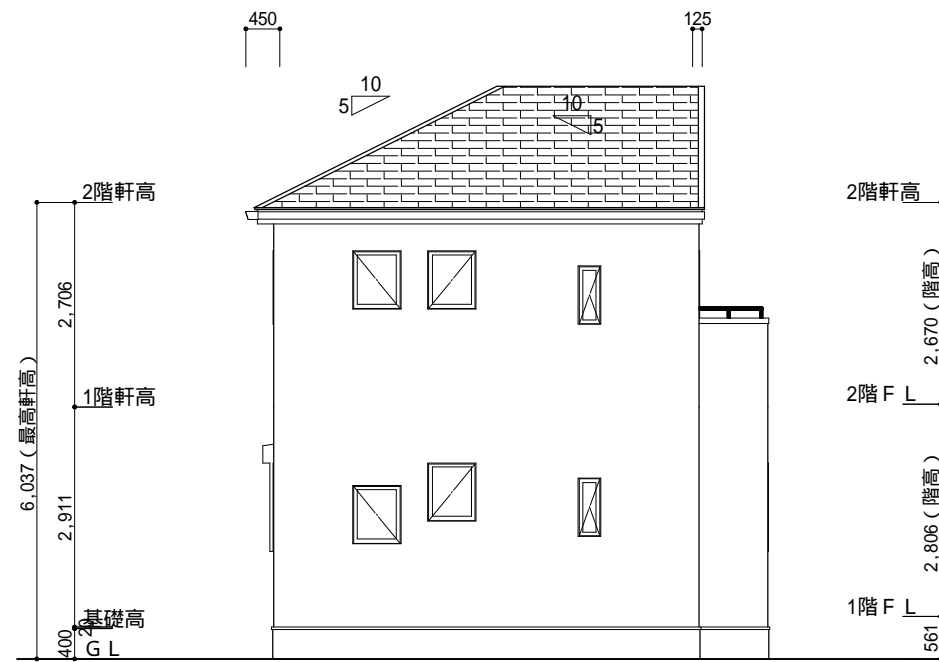
縮尺 1/100



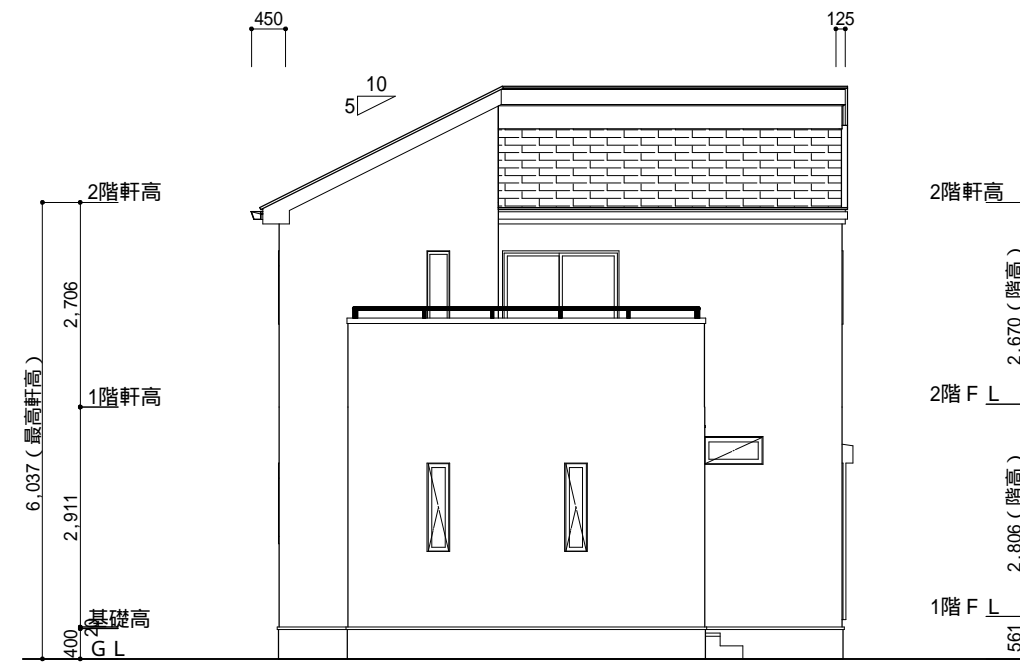
南側 立面図 S:1/100



東側 立面図 S:1/100



北側 立面図 S:1/100



西側 立面図 S:1/100

工事名  
長生郡白子町五井売地60万円参考プラン

**株式会社ウイズ住販**  
**ウイズ一級建築士事務所**

管理者 設計者 担当者 図面名 図面NO

備考 現地調査、役所調査等によって間取りや配置計画に変更が必要な場合がありますので、ご了承ください。  
図面内の外構計画、家具等はイメージです。  
外観パースはあくまでイメージですので、実際とは異なります。

千葉県茂原市茂原1525番地5  
TEL 0475-36-2658 FAX 0475-36-2659

南側 立面図, 北側 立面図, 東側 立面図, 西側 立面図  
縮尺 1/100  
2